

暗号資産（仮想通貨）の投資話に注意!!

「暗号資産で儲かる」と勧誘され投資したが・・・。
「入金したお金や利益が出金できない！」トラブルが増加！

友人・知人からの誘いをきっかけとした暗号資産（仮想通貨）のトラブルが増加傾向にあります。「SNS やマッチングアプリで知り合った相手に勧誘されて送金したが、出金できない」「暗号資産で儲かる。人を紹介すれば紹介料も入ると勧誘され、お金を預けたが返金されない」など、「出金できない」「返金されない」といったケースが目立っています。

【事例1】60歳代 男性 士別市
友人から「パソコン1台を購入し10万円を投資したら仮想通貨で96万円の配当があった」と、稼げるネットワークビジネスを紹介され、説明会に行った。「教育支援」を目的に、月々11,000円を2年間投資すると、3倍の仮想通貨がもらえる。さらにメンバーを紹介すると総額500万円の収入となる」と説明を受け、会員登録しパソコンと投資額を合わせて200万円を現金で渡した。領収書も渡されていなく、仮想通貨での配当があるのか不安である。

【事例2】30歳代 女性 士別市
マッチングアプリで知り合った男性から暗号資産の取引を勧められた。指示を受けながら、国内業者のアカウントを作成し暗号資産に交換したあと、海外の業者で別な暗号資産に交換した。いくらか銀行口座に入金されたが、その後、次々と投資を勧められ500万円以上となり、「もう出金したい」と伝えると、「海外の事業者から出金するには200万円課税される」と言われ税金を請求された。

【ひとこと助言】

OSNS やマッチングアプリなどで知り合った面識のない相手から暗号資産の投資を勧められた際は、まず詐欺的な投資話を疑ってください。

相手と連絡が取れなくなる可能性もあり、入金したお金を回収することは極めて困難です。

○暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。

事業者が暗号資産交換業の登録業者かどうかを金融庁のウェブサイトで事前に確認して下さい。同サイトには、無登録業者として警告がなされた業者の掲載もあります。

○暗号資産は価格が変動することがあり、急落して損をすることもあります。たとえ取引相手が登録業者の場合でも、リスクと取引や契約内容が十分理解できなければ取引や契約をしないでください。

内容が理解出来ない、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。

トラブルが生じた場合、下記消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWnqj>

